

## 集合債権譲渡担保と税金等の優劣 ～最判平成19年2月15日から～

弁護士 永井 弘二

### 第1 はじめに

いわゆる集合債権譲渡担保は、将来継続的に発生する売掛金等の債権の全体を債権の担保とする契約です。

かつて我が国では、不動産担保が金融の中心として機能していましたが、これが過剰な不動産投機を生み、いわゆるバブル経済として非正常な経済状況を招来させた上、これが崩壊すると共に土地神話も崩壊して、莫大な不良債権となって我が国経済を直撃することとなりました。

こうした不動産担保中心の金融に対する反省から、融資先企業のより直接的な体力の指標であるキャッシュフローに基づいて当該企業を評価し、売掛債権等のキャッシュフローそのものを担保とする金融に移行しつつあるのが現在の状況であり、これは国際的な潮流でもあります(江口直明「将来債権譲渡担保に対する国税徴収法24条の物的納税責任の優先」金法1739p9など)。

このように集合債権譲渡担保は、まさにバブル経済崩壊後の金融不況の反省に立って、これを脱却しようとの試みの中で生まれてきたものであり、最高裁も、こうした現代の潮流の中で、以下のとおり、判例法理を形成してきています。

今回の判例の事案は、こうした集合債権譲渡担保と国税との優先関係に関するもので、以上の状況から、実務的な影響の極めて大きい判決です。

### 第2 事案

今回の事案を簡略化すると、甲の乙に対する債権の担保として、乙が丙に対して将来的に有する債権の全体を譲渡担保に供していたところ(判例の厳密な事案は第三者の物上保証)、国税庁が乙の税金滞納を理由に、乙の丙に対する同様の債権を差し押さえた場合に、甲と国税庁とのどちらが優先するのかというものです。

国税徴収法は、24条1項、2項により譲渡担保の対象財産を国税が差し押さえることを認めつつ、同6項では、「譲渡担保権の設定についての登記が滞納金の法定納期限以前になされている場合、または、

譲渡担保権が法定納期限以前に設定されたものであることを所定の方式によって証明した場合」には、1項、2項は適用されないとしています。つまり、滞納された税金の法定納期限(税金の支払期限)よりも前に、譲渡担保権が設定されていることが証明された場合には、譲渡担保権が優先することとされているのです。

今回の事案では、集合債権譲渡担保契約自体は、滞納税金の法定納期限以前でしたが、乙の丙に対する具体的な債権(売掛金債権)の「発生」が法定納期限後であったため、このような期限後に発生した対象債権が、「譲渡担保として法定納期限以前に設定」されたものと言えるのか否かが問題となったものです。

### 第3 下級審判決

本件の1審判決は譲渡担保が優先するとして甲を勝たせましたが、東京高裁は逆転して国税庁を勝たせました(金法1723p43)。

東京高裁の理由は詳細にわたりますが、その骨格は、集合債権譲渡担保契約が法定納期限前に締結されていたとしても、譲渡担保権が「設定」されたと言えるためには対象債権の「発生」も必要であり、これが法定納期限後である以上、納期限以前に譲渡担保が設定されたとは言えない、とするところにあります。

### 第4 最高裁判決

これに対し、最高裁は、東京高裁を再度逆転させて甲を勝たせました。

最高裁の理由の骨格は、将来発生する債権の総体を目的とする集合債権譲渡担保契約は有効であり(最判平成11年1月29日金法1541p6)、将来債権についても、当初の契約時点で(譲渡の効果留保の特段の約定がない限り)確定的に譲渡されていること、この集合債権譲渡担保契約については通常の債権譲渡の対抗要件(民法467条2項)により第三者対抗要件を具備できること(平成13年11月22日金法1635p38)からすれば、

「国税徴収法24条6項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となってい

る」ものに該当すると解するのが相当である。」としたのです。

## 第5 若干の検討

### 1 集合債権譲渡担保契約に関するこれまでの判例の状況

#### (1) 平成11年最判以前

今回の最高裁判決も引用していますが、集合債権譲渡担保の判例法理を確立したのは、平成11年最判(最判平成11年1月29日金法1541p6)と平成13年最判(平成13年11月22日金法1635p38)です。

これ以前においては、古くは、大審院昭和9年12月28日判決が、将来の会社解散時の残余財産分配請求権等を譲渡したという事案において、設定契約時点における確定日付による通知を第三者対抗要件として有効と判断し、また、その後、最判昭和53年12月15日(金法898p93)は、1年間分の医師診療報酬債権の譲渡担保の事案において、譲渡契約時点で債権発生の基礎的法律関係が存することを前提に、将来の診療報酬債権の譲渡担保契約を有効としていました。この昭和53年最判以後、下級審では、将来債権の譲渡は、契約時点における基礎的法律関係の存在を有効要件として判断する傾向が続いていました。

#### (2) 平成11年最判(最判平成11年1月29日金法1541p6)

これに対し、平成11年最判は、将来8年3ヶ月にわたる長期の診療報酬債権の譲渡担保につき、設定契約時における債権発生の可能性の低さは設定契約の効力に当然には影響しないとして、昭和53年最判を事情判決と位置づけました。そして、将来債権の譲渡につき、「将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間内の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである。」として、将来発生する集合債権について、「始期と終期を明確」にするなど目的債権の特定を要件として、その有効性を肯定したのです。

そして、こうした将来の集合債権担保を有効とする立場に対しては、過大な担保権

の創出を容易にして、設定債務者の負担や他債権者の利益を害する恐れがあるとの批判がありましたが、それについては、契約内容等により公序良俗違反の法理によって調整することができるとしました。

このように、平成11年最判は、将来発生する集合債権の譲渡担保の有効性について、対象債権の特定を要件として有効であることを鮮明にした点に先例的意義があります。

そして、債権の特定について、最判平成12年4月21日(金法1590p49)は、債権譲渡予約契約の事案において、「予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていていれば足りる。」として、債権者、債務者の特定、発生原因の特定のある当該事案では特定に欠けるところはないとしました。

#### (3) 平成13年最判(平成13年11月22日金法1635p38)

そこで次に問題となったのは、将来発生する集合債権の譲渡担保における第三者対抗要件はどのようなものとして認められるのかでした。

この点につき、平成13年最判は、集合債権譲渡担保における第三者対抗要件は、民法467条2項の指名債権譲渡の対抗要件(確定日付ある通知・承諾)によることができることを鮮明にし、且つ、債権譲渡をした債務者が債権者から第三債務者に対する取立委任を受けるという法的構成により担保的機能を発揮する形態を正面から認め、譲渡担保設定時に将来の集合債権も「確定的に譲渡され」とし、また、譲渡担保設定時の通知等による対抗力を認めました。

この平成13年最判は、今回の事案と同一事案での先行判例です。

なお、この平成13年最判後、予約型における予約時の通知による対抗力は否定され(最判平成13年11月27日金法1634p63)、また、停止条件付集合債権譲渡で債務者の支払停止直後に譲渡通知を出すという形態の事案においては、当該債権譲渡が破産法上の否認の対象となるとされています(最

判平成16年7月16日金法1721p41)。

(4) まとめ

このように、近時の最高裁は、基本的には上記の金融実務界の要請に対応する形で集合権譲渡担保法理を展開してきており、平成11年最判と平成13年最判に結実していると言えます。

## 2 国税徴収法上の私債権と租税債権の調整の法意

- (1) 国税徴収法は、一般の私債権に対する優先の原則を規定する一方で(法8条)、担保権を有する私債権については、基本的に担保権設定時期と法定納期限との先後により優先関係を規律しています(法15条以下)。

これは、昭和34年改正前の国税徴収法において、租税債権が劣後するのは法定納期限の1年以上前に設定された質権または抵当権のみであったところ、このような法制の下においては、担保権者は、その担保設定時点において租税債権による滞納処分により劣後してしまうか否かの判断ができず、私的取引の安全を著しく害することから、法定納期限と担保設定の先後により優劣を定めることにされたものです。

- (2) そして、担保設定時期の認定は、担保権に権利登記がある場合にはその登記時点とし、登記ができない(無い)場合には、公正証書、確定日付等の公証力のある書面によって担保設定時期を証明することとされています(法15条2項、3項等)。

このように国税徴収法は、租税債権と担保付き私債権との優劣は、担保権設定それ自体と法定納期限との先後に基づいて決定され、当該担保権が第三者対抗要件を具備しているか否かとは基本的には無関係なものとして規律しています。つまり、例えば質権について、法15条2項により公正証書でその存在を証明できる場合であっても、理論上は、当該質権に第三者対抗要件が具備されていない場合もあり得ますが、そうした場合でも、国税徴収法との関係においては、質権が優先します。

他方、権利登記は、民事実体法上は担保権の第三者対抗要件に他ならず、権利登記ができない場合(もしくは無い場合)におけ

る法15条2項、3項所定の方式の中で、確定日付、内容証明郵便等は、債権担保においては第三者対抗要件ともなり得るものです。

このようにして見ると、民事実体法上は第三者対抗要件を備えていない不完全な担保権であっても、国税徴収法上は、それが一定の公証力ある方法によって証明されるならば、租税債権に優先することを認めているといえるのであり、他方、民事実体法上で第三者対抗要件を備えた完全な担保権は、先後関係で優先する限り、原則として租税債権に優先するものとして扱われていると言えます。

そして、このように解さないと、民事実体法上で第三者対抗要件を備えて自己の権利保全に十全を期した私債権者が、予期しない国税徴収に対する劣後という不測の事態に直面し、私的取引の安全が害される危険が生ずる可能性を孕むこととなり、昭和34年改正法の趣旨が没却される可能性が存する事となるのです。

- (3) また、譲渡担保については、旧法の下では規定されておらず、譲渡財産として滞納債務者の財産を離れ、滞納処分の対象となしえないとされていましたが、譲渡担保の持つ担保的機能が認識、定着されたことにより、現行法において、租税債権との優劣が規定されるに至りました。

したがって、譲渡担保に関する国税徴収法上の規律は、他の典型担保である抵当権や質権と同様の規律に服せしめることを目的としたものであり、国税徴収法24条の解釈にあたっては、こうした他の担保権との調整との均衡が図られなければならないと言えます。

## 3 事案としての利益衡量

冒頭に記載したとおり、この集合債権譲渡担保契約は、バブル経済崩壊後の金融実務の中で大きく発展してきたものであり、判例法理もこれを後押ししてきました。そして、現在の金融実務においては、不動産担保と並ぶ債権担保手段となっていると言っても過言ではないでしょう。

このような実務的意義を持つ集合債権譲渡担

保契約において、東京高裁のように、対象債権発生が税金の法定納期限後であるという理由で税金に劣後するようなこととなれば、担保権者側からすれば将来の担保価値の把握が極めて不安定となって、担保権としての価値自体が大きく減殺されざるを得ません。そうすると、結局、担保権として実務的に機能しなくなる可能性があり、また旧態依然とした従前の不動産担保中心の金融実務に戻らざるを得なくなるかもしれないところでした。その意味で、最高裁が、担保権者を勝訴させたのは、上記のような金融実務を後押しするものであり実務的な影響が大きいのです。

東京高裁は、その詳細な理由中で、「甲は将来債権が発生するまでに乙に租税に関する法定納期限等が到来することを予測できるため、不測の損害を与えるものではない。」ということを経由して理由としています。要するに、対象債権が発生した時点で融資等の判断をいちいちすることになるから甲にとって予測不可能ではないとするものですが、これは実務の状況を全く無視したものです。甲が与信判断をするのは乙に融資する時であり、乙の丙に対する対象債権が発生した時ではありません。東京高裁はこの点を混同したのではないかとも思えます。

また、東京高裁は、「法定納期限前の譲渡担保を全て有効にすると、無限定に過大な租税回避財産の創出を認めることになり不当。」とも述べていますが、これは、本来、集合債権譲渡担保契約の有効性そのものに関わる論点であって、この点については、最判平成11年1月29日(金法1541p6)が、過大な担保権については公序良俗違反等の法理によって対応すべきとされていたところでした。

したがって、今回の事案で国税庁を勝たせるとする東京高裁の実質的判断は、上記のような金融実務における集合債権譲渡担保契約の機能や位置づけを理解しないものというほかないものでした。

#### 4 理論的検討

東京高裁の判断は、3の利益衡量についての判断が先行したものと見られ、理論的には、「債権は発生しないと移転しない」という極めて形式的な判断となっています。

これに対し、最高裁は、上記のとおり、将来

債権であっても当初の譲渡担保契約時に「確定的に譲渡」されていることを、平成13年最判に引き続いて改めて認めたのです。

若干繰り返しのようになりますが、まず、国税徴収法においては、民事実体法上で第三者対抗要件を備えて完全な担保権を取得した私債権者が、先後関係で優先するにも関わらず、租税債権に劣後するような事態はできるだけ回避されなければなりません。これは、昭和34年改正法の根本趣旨とするところでした。

他方、最高裁は、将来発生する集合債権についても、譲渡担保の目的となることを鮮明にしつつ、平成13年最判は、契約時点において、対象債権が「確定的に譲渡」されるとした上で、その第三者対抗要件として確定日付ある通知・承諾の方法によることができるとしています。

そして、金融機関等が与信審査を行うのは、担保権設定時やせいぜい被担保債権発生時であり、担保財産としての将来債権の発生時に租税滞納等の与信審査を行うなどということは、集合債権譲渡担保の本来の機能としても全く予定されておらず、また、実務的取扱でもありません。

そうであるとすれば、集合債権譲渡担保契約を行い、確定日付ある通知・承諾によって第三者対抗要件を備え、権利保全に従前を期した私債権者が、将来債権の発生時点において租税債権に劣後するなどという事態は、およそ国税徴収法の昭和34年改正の趣旨に反すると言わざるを得ないと思います。

そして、国税徴収法の本来の趣旨が、譲渡担保も、他の抵当権、質権等の担保権とできるだけ同一の取扱をしようとするところにある以上、譲渡担保設定時と法定納期限との先後で優先関係を定めることとしなければ、その間の均衡は図れません。もし、集合債権譲渡担保の場合に将来債権の発生時で先後関係を判断するなどということになれば、それは、抵当権、質権に比して集合債権譲渡担保が極めて劣位に置かれ、担保権者にとって不測の損害を被ることとならざるを得ないのです。

こうしたことから、今回の最高裁判決は、当然の判断をしたものと言うべきだと思います。